

一七

別紙通商産業大臣請議第三次世界大戦の影響を受けれた工業
 所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定登録令系

小笠原 務大臣 美	岡崎 務大臣 市	大 齋 務大臣 武	緒 方 務大臣 亨
愛 知 務大臣 孟	保 利 務大臣 恭	草 薺 務大臣 重	大 達 務大臣 友
戸 塚 務大臣	小 板 務大臣 正	塚 出 務大臣 正	石 井 務大臣 和
木 村 務大臣 為	加 藤 務大臣 五	大 野 務大臣 益	安 藤 務大臣 友

内閣総理大臣 岸

法制局長官

昭和二十九年四月一日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣事務官

通産甲一

昭和二十九年四月二日
 昭和二十九年四月八日

277

3. 消滅せる租鉱権

通産局別	登録番号 県別番号	租鉱権(便 用権)設定 年月日	租鉱区所在地	鉱種名
広島	山口 10	昭和 24/027	山口県厚狭郡船木町	石炭

賦 生産状況

昭和25年1,267吨、26年2,982吨、27年2,100吨

(附記) 本表は鉱業法の一部を改正する法律(昭和28年法律第57号
 昭和29.4.28に国庫に帰属または消滅せる等のものを示す。

通産甲一

29閣通産第18号

昭和29年3月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

通商産業大臣 愛知 揆

第2次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定登録令の制定について

第2次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定締結に伴い、同協定登録令を制定する必要があるので、別紙政令案および理由を添えて閣議を求めらる。

法制局通第 一〇 号
二九年三月八日



を審査したが、右は請議のように閣議決定せられてよいと認める。

政令案

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定登録令をここに公布する。

御名 御 璽

昭和二十九年 四月 八日

内閣総理大臣

呈請附録の通り

政令第七十二号

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定登録令

内閣は、特許法（大正十年法律第九十六号）第六十一条第二項、實用新案法（大正十年法律第九十七号）第十七条第二項、意匠法（大正十年法律第九十八号）第十八条第二項及び商標法（大正十年法律第九十九号）第十七条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定（以下「協定」という。）第三条の規定により、特許権、實用新案権又は意匠権が回復したときは、その回復の登録をする。

第二条 協定第五条の規定により、商標権の存続期間が更新されたときは、商標権の回復の登録をする。

第三条 前二条の規定による登録は、職権とする。

第四条 協定に関する登録についてこの政令に規定のないものについては、特許登録令（大正十年勅令第四百六十一号・実用新案関係費用及登録令（大正十年勅令第四百六十二号）第二条において準用する場合を含む。）、意匠に関する審判其の他の手続の費用及び登録に関する件（大正十年勅令第四百六十三号）及び商標に関する審判其の他の手続の費用及び登録に関する件（大正十年勅令第四百六十四号）による。

日本標準規格 B4 (257 x 364mm)

附 則

この政令は、協定の効力発生の日（昭和二十九年四月十四日）から施行する。

通商産業大臣
内閣総理大臣

理由

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結に伴い、同協定の規定による特許権等の回復の登録に関し定める必要があるからである。

特許局

日本標準規格 B4 (257x364mm)

○参考条文

特許法第六十一条

特許庁ニ特許原簿ヲ備ヘ特許権及実施権並之ヲ目的トスル質権ノ
設定、保存、移転、変更、消滅、処分ノ制限其ノ他法令ニ定ムル事
項ヲ登録ス

登録ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

実施権並

○実用新案法第十七条

特許庁ニ実用新案原簿ヲ備ヘ実用新案権及之ヲ目的トスル質権ノ
設定、保存、移転、変更、消滅、処分ノ制限其ノ他法令ニ定ムル事
項ヲ登録ス

登録ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○意匠法第十八条

特許庁ニ意匠原簿ヲ備ヘ意匠権及実施権並之ヲ目的トスル質権ノ
設定、保存、移転、変更、消滅、処分ノ制限其ノ他法令ニ定ムル事

項ヲ登録ス

登録ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○商標法第十七条

特許府ニ商標原簿ヲ備ヘ商標權ノ設定、移転、変更、消滅其ノ他
法令ニ定ムル事項ヲ登録ス
登録ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○協定第三条

特許料又は登録料を納付しなかつたため千九百四十二年一月一日
から千九百五十二年十二月三十一日までの間に消滅した特許権又は
實用新案権若しくは意匠権は、この協定の効力発生の日後六箇月以
内にその権利の回復が申請された場合において、当該申請の際その
権利の最長存続期間が満了していないときは、滞納に係る特許料又は
登録料を納付することによつて回復することができる。

○協定第五条

1 千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日ま
での間に満了した商標権の存続期間は、この協定の効力発生の日
後六箇月以内にその更新登録が出願されたときは、更新すること
ができる。この更新は、通常の存続期間の満了の時にさかのぼつ
て効力を生ずる。

2 各相手締約国の原簿に登録された商標で、1の規定による期間

内に商標権の通常の存続期間が満了したものの所有者がこの協定の効力発生の日前にその商標の新たな登録の出願をしている場合において、この協定の効力発生の日後六箇月以内に、且つ、当該商標が登録される前にその者の申請があつたときは、その新たな登録は、通常の存続期間の満了の時にさかのぼつて効力を生ずる。

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の
保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本
国とスイス連邦との間の協定

日本国政府及びスイス連邦政府は、

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する事項にお
ける相互の関係を規制することを希望するので、

次の規定を協定した。

第一条

1 千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護
に関するパリ同盟条約第四条の規定に定める発明の特許又は実用新
案、工業的の意匠若しくはひな形若しくは商標の登録の後の出願の
ための優先期間で、千九百四十二年一月一日前に満了していないも
の又は同日以後に開始し始め、且つ、千九百五十二年十二月三十一

日以前に満了したものは、この協定の効力発生の日後六箇月を経過する日まで延長されるものとする。

2 1の規定による優先期間の延長の利益は、当該出願の際工業所有権保護に関するパリ同盟条約の加盟国であつた国における最初の出願に基いて許与されるものとする。

第二条

第一条2の規定による最初の出願に基く優先権の主張をするためそれぞれ締約国の法令により許与される期限は、この協定の効力発生の日後六箇月を経過する日までの間、終了しないものとする。

第三条

特許料又は登録料を納付しなかつたため千九百四十二年一月一日か

ら千九百五十二年十二月三十一日までの間に消滅した特許権又は実用新案権若しくは意匠権は、この協定の効力発生の日後六箇月以内にその権利の回復が申請された場合において、当該申請の際その権利の最長存続期間が満了していないときは、滞納に係る特許料又は登録料を納付することによつて回復することができる。

第四条

千九百四十一年一月一日からこの協定の署名の日までの間に善意で発明、実用新案もしくは工業的の意匠もしくはひな形を実施し、又はその実施のための必要な準備をした第三者は、それぞれの締約国の法令に従つてその実施を継続することができる。

第五条

1 千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日まで
の間に満了した商標権の存続期間は、この協定の効力発生の日後六
箇月以内にその更新登録が出願されたときは、更新することができ
る。この更新は、通常の存続期間の満了の時にさかのぼつて効力を
生ずる。

2 各相手締約国の原簿に登録された商標で、1の規定による期間内
に商標権の通常の存続期間が満了したものの所有者がこの協定の効
力発生の日前にその商標の新たな登録の出願をしている場合におい
て、この協定の効力発生の日後六箇月以内に、且つ、当該商標が登
録される前にその者の申請があつたときは、その新たな登録は、通
常の存続期間の満了の時にさかのぼつて効力を生ずる。

第六条

第一条、第二条、第三条及び第五条に規定する利益は、権利の取得、
存続又は更新のための法定の要件を満たすことができなかつたことが
過失によるかどうかを問わず、許与されるものとする。また、それら
の利益が許与されるに当つては、特別の手数料は、徴されないものと
する。

第七条

1 この協定は、次の者に適用される。

(i) 住所のいかんを問わず、日本国又はスイスの国籍を有する自然
人

(ii) 日本国又はスイスの法令に基いて設立された法人

2 第一条、第二条及び第六条に規定する利益は、1に掲げる者がそれらの者以外の者から第一条2の規定による最初の出願に基づく権利を取得した場合には、通常の優先期間が満了する日以前にその権利を取得したときのみ、1に掲げる者に許与されるものとする。

第八条

1 この協定の規定によりスイスの国籍を有する自然人及びスイスの法令に基づいて設立された法人に許与される権利は、リヒテンシュタイン公国の自然人及び法人に対しても許与されるものとする。

2 この協定の規定により日本国の国籍を有する自然人及び日本国の法令に基づいて設立された法人に許与される権利は、リヒテンシュタイン公国の領域においても享有することができる。

第九条

この協定は、各締約国により、それぞれの国内法の規定に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文の交換の日後十五日目に効力を生ずる。公文は、ベルヌで交換されるものとする。

千九百五十三年六月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡崎勝男

スイス政府のために

R・ホール

議定書

本日、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当つて、下名の代表者は、このために正当に権限を与えられて、次の条項を協定した。

- 1 協定第二条の規定は、協定の効力発生の日前のいずれかの時において、優先権の主張をしないで協定第一条1の規定による後の出願を行うすべての場合に適用するものとする。但し、後の出願に係る発明又は考案が、それぞれ特許又は登録されていない場合に限る。
- 2 協定第四条の規定による第三者は、主として、次のいずれかの場合において、発明、実用新案若しくは工業的の意匠若しくはひな形

(ii)

善意の第三者は、例えば (i) 及び (ii) に掲げるような場合には、実施に対する報酬その他いかなる名義の補償金も支払わないで、その実施を継続し、又はその準備に基き実施を開始することができる。

4

協定第七条2の規定にかかわらず、協定第一条、第二条及び第六条に規定する利益は、いずれかの締約国の自然人及び法人で、締約国の双方が本日署名されたこの協定と同種の協定を既に締結した国又は今後締結する国の国籍を有する者から権利を取得したのものにも許与されるものとする。

5

この議定書は、本日署名されたこの協定の不可分の一部をなすものとする。

千九百五十三年六月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡崎勝男

スイス政府のために

R・ホール

交
換
公
文

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定に関して、本大臣は、次のように閣下に通報する光栄を有します。

日本国政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約のいずれの規定の適用にも影響を与えないものと了解します。

本大臣は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向けて敬意を表します。

千九百五十三年六月二十五日

外務大臣 岡崎勝男

日本国駐在スイス特命全権公使

ラインハルト・ホール閣下

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付の閣下の次の通り述べられた書簡を受領したことを通報する光栄を有します。

本日署名された第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスイス連邦との間の協定に関して、本大臣は、次のように閣下に通報する光栄を有します。

日本国政府は、この協定の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約のいずれの規定の適用にも影響を与えないものと了解します。

スイスは、中立国であり、前記の日本国との平和条約の署名国ではありません。従つて、スイスは、同条約を第三国間につくられた約束であると了解しております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向けて敬意を表します。

千九百五十三年六月二十五日

スイス特命全権公使 R・ホール

日本国外務大臣 岡崎勝男閣下

昭和二十八年七月

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に
関する日本国とスイス連邦との間の協定の説明書

外務省

目次

一、経緯	一
二、内容	一
1 前文	一
2 本文(第一条ないし至第九条)	一
3 末文	四
4 議定書	四
5 附属交換公文	五

一、経緯

第二次世界大戦の存在は、日本・スイス間の通信連絡状態を著しく異常にしたため、相手国における工業所有権の登録出願又は既に取得した工業所有権の保存のための措置を執ることを困難にした。

これらの権利を互恵的基礎に立つて救済するため、一昨年十一月から日本・スイス両国政府間に工業所有権の特許又は登録の出願のための優先期間の延長、消滅した工業所有権の回復及びそ、及効を伴う商標権の存続期間の更新を内容とする協定締結のための交渉を行つてきた結果、両国間に完全に見解の一致を見たので、六月二十五日に外務大臣岡崎勝男と日本国駐在スイス特命全権公使ラインハルト・ホールとによつてこの協定が署名された。

二、内容

この協定は、前文、本文九箇条、末文及び五項目の議定書並びに附属交換公文から成つており、その内容は、大要次のとおりである。

1 前文

前文は、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する相互の関係を規制するといふこの協定の目的を明らかにしている。

2 本文

本文は九箇条から成つている。

第一条

工業所有権の特許又は登録の出願のための優先期間の延長を規定している。

第一項においては、優先期間の延長という特例の対象となる工業所有権を、その通常の優先権が一九四二年一月一日から一九五二年十二月三十一日の間に満了したものに限定してをり、第二項においては、優先期間の延長の利益を受けうる最初の出願を工業所有権保護に関するバリエーション同盟条約締約国における出願に限る旨を明らかにしている。

第二条

各締約国が右優先権の主張をするためこの協定の効力発生後六箇月の期間を許すべき旨を定めている。また、この規定は、議定書第一項によつて、優先権の主張を伴わないで既に出願された発明又は考案については、まだ特許又は登録されていないときのみ、適用されることになつてゐる。

第三条

特許料又は登録料の滞納のため、権利消滅処分が付せられた特許権又は実用新案権若しくは意匠権の回復措置について規定してをり、権利回復の申請期間を協定発効後六箇月以内と定め、且つ権利回復のためには、権利の最長存続期間が満了してゐないことと、滞納料金を完納することを条件としている。

第四条

善意で発明、実用新案若しくは意匠を実施し、又は実施のための必要な準備をした者の保護に関する規定である。議定書第二項において、「善意」の定義をくだし、また、議定書第三項において、これらの者は、従前の実施又はその準備行為については、なんら補償金を支払ふ必要がなく、また、今後も実施を継続し、又はその準備に基づいて実施を開始することができることを定めている。

第五条

そ及効を伴う商標権の存続期間の更新を規定している。

第一項において、そ及効を伴う商標権の存続期間の更新のための登録の出願期間を協定発効後六箇月以内と定め、第二項において、存続期間が満了した商標権の所有者が、この協定の効力発生前に、その商標を更新するのではなく新たにその登録を出願中であり、且つ、まだそれが登録されていない場合には、追加申請をすれば、存続期間の満了時にまでさかのぼつて有効となる旨を定めている。

第六条

第一条、第二条、第三条及び第五条の適用により受ける利益は、権利の取得、存続又は更新のための過失の有無にかかわらずなく、また、特別の手数料を支払ふことなく、許与される旨の規定である。

第七条

この協定の適用を受ける者の範囲に関する規定である。

第一項は、原則であり、日本・スイス両国のいずれかの国籍を有する自然人及び日本・スイス両国のいずれかの法令に基いて設立された法人を適用対象とすることを定め、第二項は、第三国人から権利を取得した場合の日本・スイス両国人の優先権に関する制限規定である。なお、議定書第四項は、本条第二項の例外規定であり、日本・スイス両国ともにこの種戦後措置協定を締結した国の国籍を有する者から権利譲渡を受けた場合には、右制限を緩和する趣旨を定めている。

第八条

スイスとリヒテンシュタイン公国との間の特別な関係にかんがみ、この協定の効力はリヒテンシュタイン公国にも及ぶ旨の規定である。

第九条

この協定の効力に関する規定である。

3 末文

この協定の作成の日付及び場所並びに正文である国語及び協定本書の部数を示している。

4 議定書

協定とひとしく前文、本文及び末文から成っている。

本文のうち、第一項から第四項までは、それぞれ協定の関係条項とともに説明したとおりである。

る。

議定書第五項は、この議定書が協定の不可分の一部を成すものである旨を規定している。

5 附属交換公文

附属交換公文は、日本国外務大臣が、この協定が対日平和条約の規定の適用に影響を与えないことが日本国政府の了解である旨を述べた往簡と、これに対して日本国駐在スイス特命全権公使が、スイスは中立国であり対日平和条約の署名国ではないので、この条約にはなんらの関係を有しない旨を述べた復簡とから成っている。